

特許請求の範囲の用語の解釈に関する裁判例 「電力システム」事件

H24. 2. 28 判決 知財高裁 平成 23 年（行ケ）第 10241 号

拒絶審決取消請求事件：審決取消

概要

特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、**特許請求の範囲の用語の意義を、明細書の記載に照らして判断**した事例。

〔特許請求の範囲〕（下線部が争点となる）

〔請求項 1〕

少なくとも 1 つの発電機器、少なくとも 1 つの蓄電機器および少なくとも 1 つの電力消費機器と、電力需給制御機器とを備えた電力需給家の複数が夫々の電力需給制御機器において電力需給線路により相互接続されてなる電力システムにおいて、

前記電力需給制御機器は、

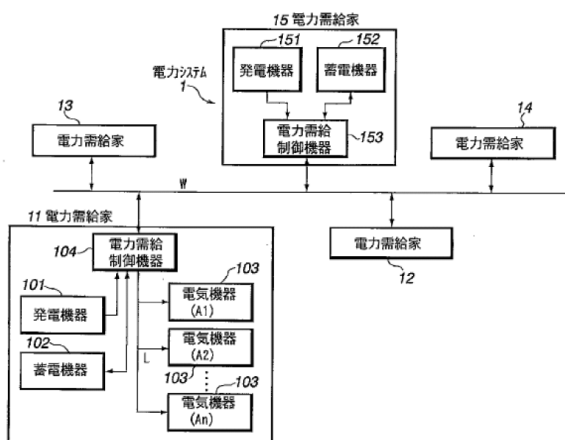
当該電力需給制御機器が備えられた前記電力需給家において電力不足を生じるか否か、または電力余剰が生じるか否かを判断し、

当該電力需給家において電力不足が生じる場合には、前記発電機器および／または前記蓄電機器を備えた他の電力需給家から電力需給線路を介して電力を受け取り、

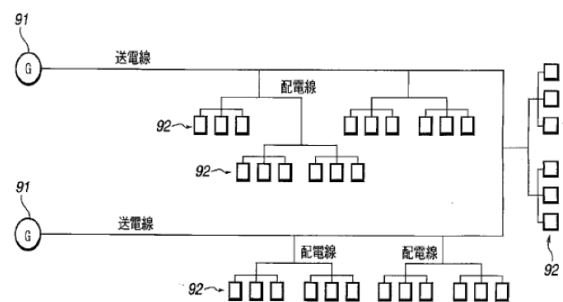
当該電力需給家において電力余剰が生じる場合には、他の電力需給家に電力需給線路を介して電力を渡す、

ことを特徴とする電力システム。

（本願補正発明の電力システムの一実施形態を示す説明図）



（従来の電力システムを示す説明図）



〔争点〕

請求項 1 にいう「電力需給線路」が従来の電力線を含むかどうか。「電力需給線路」の用語の意義について、次のように争われた。

原告の主張：本願補正発明の目的に照らせば、「電力需給線路」は、「送電線、配電線、変電所および変圧器などの多くの設備から構成され、電気エネルギーを流通するための電力設備群」である先願発明の「送配電線網」を含むものではなく、両者は異なる。

被告の主張：補正明細書には、本願補正発明の「電力需給線路」について何ら定義を示す記載がなく、広辞苑による「需給」及び「線路」の定義、乙 1 及び乙 2 号証の明細書の記述を参照すれば、「線路」に変圧器等の機器が含まれることは技術常識である。また、補正明細書に、「電力需給線路 W」として「送電線、配電線、変電所および変圧器などの多くの設備から構成され、電気エネルギーを流通するための電力設備群」である「送配電線網」を用いないことを示す記載はなく、「電力需給線路 W」として「送配電線網」を用いて本願補正発明の電力システムを構築することは、当業者が通常行い得る程度の技術であるから、本願補正発明の「電力需給線路」から「送配電線網」を除外すべき理由はない。

したがって、本願補正発明の「電力需給線路」に、先願発明の「送配電線網」が含まれるから、「電力

需給線路」と「送配電線網」とは、相違するものではない。

【裁判所の判断】（筆者が適宜要約のうえ、下線を付与）

(1) 本願補正発明における「電力需給線路」は、同発明の特許請求の範囲の請求項1の記載によれば、複数の電力需給家の電力需給制御機器を相互接続するものであり、電力需給家において電力不足又は電力余剰が生じた場合に、これを介して電力を「受け取り」又は「渡す」ものであることが認められるが、請求項1の記載のみでは、その技術的意義が明確ではないから、発明の詳細な説明の記載を参酌する。

(2) 請求項1記載の「電力需給線路」は、従来の電力系統に拠らない電力システムを構成し、各「電力需給家」が備える「電力需給制御機器」を接続するものであり、各「電力需給家」において、電力の不足、余剰が生じた場合には、「電力需給制御機器」がこれを判断して電力を「受け取り」又は「渡し」、電流・電圧等の整合を行うが、「電力需給線路」を介して電力の移動が行われるものであることが認められる。

(3) 本願補正発明における「電力需給線路」は、「従来の電力系統に拠らない」ことを目的とするものであって、従来の電力系統が示すような、大規模発電所を頂点とし需要家を裾野とする「放射状系統」を基本とする広域かつ大規模な単一システムを前提とする電力設備は含まず、各「電力需給家」が備える「電力需給制御機器」を接続するものであるから、「電力需給線路」は、「従来の電力系統」とは異なるとともに、電圧等の整合を行うための構成を含んでいないと解するのが相当である。そうすると、電力需給家の複数が夫々の電力需給制御機器を相互接続するための「電力需給線路」は、「従来の電力系統」（大規模発電所を頂点とし需要家を裾野とする「放射状系統」を基本とする広域かつ大規模な単一システムを前提とする電力設備）を排除しているものと解すべきである。

(4) 引用例には、先願発明の「制御装置」（本願補正発明の「電力需給制御装置」に相当する。）は、「通信網」とは接続されているが、「送配電線網」とは接続されていない様子が明確に示されており、先願発明では、既存の系統を利用することなく、別個に送電及び受電を行うための技術的構成」は示されていないというべきである。

(5) 本願補正発明の「電力需給線路」は、従来の電力系統でないとともに「電力需給制御装置」とも区別されているのであって、電圧等の整合を行うための構成を含んでいないのに対して、先願発明における「送配電線網」は、従来の電力系統として変電所等の電圧等の整合を行うための構成を示すにとどま

り、これを超える構成を示すものではないから、両者が相当するということではできない。そうすると、本願補正発明における「電力需給線路」は、「従来の電力系統」を含まない点において、先願発明の「送配電線網」と相違する。

【検討】

特許発明の技術的範囲は、原則として特許請求の範囲に基づき定めると特許法に規定されている。しかし、一般的に特許請求の範囲の記載単独では、その意義の解釈が困難であるということに鑑みて、特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すると特許法に規定されている。

本判決の事例は、「電力需給線路」という用語だけをみれば、確かに被告の主張の通りいわゆる「送配電網」を含む意味に解釈することも可能であり、用語の意義に疑義が生じる事例である。本判決は、このような用語の意義に疑義が生じる事例について発明の目的や実施形態の構成に鑑みて、「電力需給線路」という構成要件がいわゆる「送配電網」の内容を排除するものであると認定した点で注目すべきものといえる。

《実務上の指針》

請求項の構成要件の文言のみからは先願の内容を含むように捉えられる可能性がある場合においても、明細書の記載から発明の目的や実施形態の構成を認定することで、当該構成要件は先願の内容を排除する趣旨であると認定されている点が注目される。出願段階では先願の内容を含まないような文言で請求項を記載すべきではあるが、補正が困難な状況下での拒絶対応で、且つ容易想到性に係る拒絶理由ではない場合においては、明細書の記載から請求項に記載された構成要件が先願の内容を排除するものであるという反論を展開する場合に参考になる判決であると思われる。

なお、本事案の争点はあくまで発明の（実質）同一性の有無であり、容易想到性は争点ではないことに注意する必要がある。判決文においても、19頁下から6行目以後に括弧書きとして、「本願補正発明における「従来の電力系統」を前提とする電力設備の範囲の明確性や、そのような電力設備を含まない「電力需給線路」の構成の容易想到性は、本件の争点ではない」という注意書きが付されている。

以上